(b)　「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。

(c)　「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第九五・〇四項の装置を含まない。

この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。

別表第九五・〇四項中「、遊戯場用」を削り、「含む。」」の下に「並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械」を加える。

別表第九五・〇八項を次のように改める。

九五・〇八	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備	
九五〇八・一〇	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	無税
九五〇八・一二	遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備	
九五〇八・二一	ジェットコースター	無税
九五〇八・二二	回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	無税
九五〇八・二三	ダッジム車	無税
九五〇八・二四	運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	無税
九五〇八・二五	ウォーターライド	無税
九五〇八・二六	ウォーターパークの娯楽設備	無税
九五〇八・二九	その他のもの	無税
九五〇八・三〇	興行用設備	無税
九五〇八・四〇	巡回劇場の設備	無税

別表第九六類の注1(k)中「ランプその他の」を削る。

別表第九六・〇九項中「しん、」を「芯、」に改め、同表第九六〇九・一〇号中「硬い」を削り、「しん」を「芯」に改め、同表第九六〇九・二〇号中「しん」を「芯」に改める。

別表第九六一七・〇〇号中「（ケース入りのものに限る。）」を削る。

別表第九六一九・〇〇号中「乳児用の」を削る。

別表第九七類の注5中「注5」を「注6」に改め、同注中5を6とし、同注4(A)中「3まで」を「4まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2　第九七・〇一項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。

別表第九七・〇一項から第九七・〇三項までを次のように改める。

九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板	
九七〇一・一一	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七〇一・一二	書画	無税
九七〇一・二九	その他のもの	無税
九七〇一・三〇	モザイク	無税
九七〇一・九一	その他のもの	無税
九七〇一・九二	書画	無税
九七〇一・九九	モザイク	無税
九七・〇二	その他のもの	無税
九七〇二・一〇	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七〇二・九〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇三	その他のもの	無税
九七〇三・一〇	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税
九七〇三・九〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
	その他のもの	無税

別表第九七・〇五項及び第九七・〇六項を次のように改める。

九七・〇五	収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）	無税
九七〇五・一〇	収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）	無税
九七〇五・二一	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）	無税
九七〇五・二二	人体の標本及びその部分品	無税
九七〇五・二九	絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品	無税
	その他のもの	無税
九七〇五・三一	収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）	無税
九七〇五・三九	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇六	その他のもの	無税
九七〇六・一〇	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税
九七〇六・九〇	製作後二五〇年を超えたもの	無税
	その他のもの	無税

（関税法の一部改正）

第三条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

（災害等による期限の延長）

第二条の三　財務大臣又は税関長は、災害その他やむを得ない理由（以下この条及び第百二条の二において「災害等」という。）により、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、当該災害等のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。